

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 公 告 ページ

- 特定非営利活動法人設立の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 173
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 174

◇ 教育委員会

- 北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部特別支援教育課】 175

北九州市公告第58号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成24年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人子育てTWO-WAY

(2) 代表者の氏名

手嶋隆治

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市門司区長谷一丁目19番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児を含む児童が社会に適応し自立する能力を身につけるため、障害児を含む児童及びその保護者が、地域の高齢者等、多様な世代の人々と同じ時間を共有し、多様な世代の人々と交流する事業を行い、障害児を含む児童の健全育成及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

北九州市公告第59号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成24年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人もやい

(2) 代表者の氏名

隠政夫

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市門司区大里東一丁目9番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、高齢者、障害者などに介護サービスの提供を通して福祉の増進を図る活動、人権の擁護・啓発の活動などを行って社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則をここに公布する

平成 25 年 2 月 1 日

北九州市教育委員会

委員長 川 原 房 榮

北九州市教育委員会規則第 1 号

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正する規則

北九州市立特別支援学校高等部学則（昭和 49 年北九州市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項の見出し中「平成 24 年度」を「平成 25 年度」に、「及び北九州市立小池特別支援学校」を「、北九州市立八幡特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園」に改め、同項中「平成 24 年度」を「平成 25 年度」に、「及び北九州市立小池特別支援学校」を「、北九州市立八幡特別支援学校及び北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園」に、「北九州市立小池特別支援学校の項中「13 人」とあるのは「22 人」を「北九州市立八幡特別支援学校の項中「22 人」とあるのは「31 人」と、同表の北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の項中「39 人」とあるのは「49 人」に改める。

付 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。